

北海道旭川方面公安委員会告示第68号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、剣淵町内の乗合自動車の停留所における自家用有償旅客運送自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和5年5月31日

北海道旭川方面公安委員会委員長 進 藤 正 明

1 合意した者

- (1) 道北バス株式会社
- (2) 北海道旭川方面公安委員会
- (3) 剣淵町長
- (4) 旭川運輸支局長

2 自家用有償旅客運送自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

自家用有償旅客運送自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、道北バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

停留所名	進行方向別	所在地
東町	南	上川郡剣淵町東町2294番地

3 自家用有償旅客運送自動車の範囲

停車又は駐車をする自家用有償旅客運送自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行主体が、同表の右欄に掲げる交通空白地有償運送の用に供する自動車とする。

運行主体	自動車
剣淵町	剣淵町営バス